

<参考> 関係法規等（抜粋）

1. 港湾法（抄）（昭和 25 年 5 月 31 日法律第 218 号）

第 12 条 港務局は、次の業務を行う。

（第 1 号から第 12 号まで略）

13 港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。

14 （略）

2 （略）

3 （略）

4 第 1 項第 13 号に規定する料率表においては、港務局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第 45 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により提出を受けた書面に記載された料率又は同条第 5 項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。

5 （略）

第 44 条 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金（次条第 1 項の入港料を除く。）を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも 30 日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 港湾管理者は、水域施設（泊地を除く。）又は外郭施設の利用に対し、前項の料金を徴収することができない。

3 利害関係人は、第 1 項の規定により港湾管理者の定めた料率が不当であり又はこの法律に違反すると認めるときは、その施行の日までに、その事実を具して国土交通大臣に申し出て、料率の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

4 前項の請求があったときは、国土交通大臣は、当該港湾で運輸審議会の開催する公聴会において、港湾管理者にその料率が不当でなく、且つ、この法律に違反しないものであることを述べる十分な機会を与えた後、当該請求に理由があると認めたときは、港湾管理者に対し理由を示して料率を変更すべきことを求めることができる。

5 港湾管理者は、前項の国土交通大臣の要求があったときは、遅滞なく、料率について、必要な変更を行わなければならない。

6 港務局は、第 12 条の 2 の規程の定めるところにより、詐偽その他不正の行為により第 1 項の料金の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

第 44 条の 2 港湾管理者は、当該港湾に入港する船舶から、当該港湾の利用につき入港料を徴収することができる。ただし、警備救難に従事する船舶、海象又は気象の観測に従事する船舶、漁業監視船その他政令で定める船舶については、入港料を徴収することができない。

- 2 国際戦略港湾の港湾管理者は、前項の入港料を徴収しようとするときは、料率の上限を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様である。
- 3 前項の港湾管理者は、同項の同意を得た料率の上限の範囲内で料率を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前条第1項、第3項、第4項及び第5項の規定は、第2項の港湾管理者以外の港湾管理者が徴収する入港料に、前条第6項の規定は、港務局が徴収する入港料に関して準用する。

第45条 港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な施設又は役務の提供に対し料金（港湾運営会社が収受する次項の国土交通省令で定める料金を除く。）を収受しようとするものは、料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

- 2 港湾運営会社は、その運営する埠頭群の利用に関する料金として国土交通省令で定める料金を収受しようとするときは、料率を定め、その指定を記載した国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により港湾運営会社から書面の提出を受けた国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、当該書面に記載された料率が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該港湾運営会社に対し、期限を定めてその料率を変更すべきことを命ずることができる。
 - (1) 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
 - (2) 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該埠頭群を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。
- 4 第43条の11第10項の規定は、国土交通大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。
- 5 国土交通大臣は、第2項の規定による書面の提出を受けた場合において、第3項の規定による命令をしないこととしたときは、当該港湾運営会社の指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者に当該書面の内容を通知するものとする。
- 6 前項の規定は、その都度契約によつて提供される施設又は役務については、適用しない。

2. 港湾運送事業法（抄）（昭和26年5月29日法律第161号）

- 第32条 国土交通大臣は、第9条第2項又は第21条の規定により運賃及び料金又は港湾運送約款に関する変更命令（検数事業等に係るものを除く。）をしようとするときは、当該港湾管理者の意見を聴かななければならない。
- 2 国土交通大臣は、一般港湾運送事業等に関し、許可をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は許可の取消しをした場合においては、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。

3. 大阪市港湾施設条例（抄）（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 76 号）

第 2 条 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。

- (1) 岸壁（栈橋を含む。）
- (2) 係船浮標
- (3) ドルフイン
- (4) コンテナ輸送用台車置場
- (5) 荷役機械
- (6) 荷さばき地
- (7) 上屋
- (8) コンテナ用電源設備
- (9) 荷さばき施設附設事務所
- (10) 旅客乗降用渡橋
- (11) 木材整理場
- (12) 貯炭場
- (13) 船舶給水施設
- (14) 駐車場
- (15) 臨港道路及び橋梁
- (16) 運河
- (17) 航路
- (18) 泊地及び船だまり
- (19) 浮栈橋
- (20) 物揚場
- (21) コンテナ車整理場
- (22) 臨港緑地
- (23) 港湾労働者休憩所
- (24) 防波堤
- (25) 波除堤
- (26) 護岸
- (27) 廃棄物埋立護岸

2 施設の名称及び位置は、市規則で定める。

第 4 条 第 2 条第 1 項第 1 号から第 13 号までに掲げる施設、同項第 19 号に掲げる浮栈橋のうち有料のもの（以下「有料浮栈橋」という。）又は同項第 27 号に掲げる廃棄物埋立護岸のうち有料のもの（以下「有料廃棄物埋立護岸」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次条第 2 項の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第 2 条第 1 項第 15 号及び第 16 号に掲げる施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする

きも同様とする。

第 5 条 市長は、施設の効率的な使用を確保するために必要があると認めるときは、2 以上の施設を一体として使用するものとして指定することができる。

2 前項の規定により市長が指定した施設を一体として使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第 17 条 第 4 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者又は駐車場を利用する者は、別表第 1 に定める使用料(地方税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶(以下「外航船舶」という。))にかかる岸壁、係船浮標、ドルフィン又は船舶給水施設の使用の許可を受けた者にあつては、別表第 2 に定める使用料)を納付しなければならない。

2 第 5 条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者は、別表第 3 に定める使用料を納付しなければならない。

3 臨港緑地において、第 11 条第 1 項の許可を受けた者は、別表第 4 に定める使用料を納付しなければならない。

4 占用者は、別表第 5 に定める占用料を納付しなければならない。

5 使用料、通行料及び占用料(以下「使用料等」という。)の徴収方法は、市規則で定める。

第 27 条 第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条若しくは第 11 条の規定に違反した者又は第 13 条の規定による命令に従わなかつた者は、50,000 円以下の過料に処する。

2 詐偽その他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料に処する。

4. 大阪市港湾施設条例施行規則(抄)(昭和 39 年 4 月 1 日規則第 76 号)

第 13 条 条例別表第 1 備考 1 の荷さばき地、上屋、船客上屋、青果物上屋、荷さばき施設附設事務所及び旅客乗降用渡橋に係る市規則で定める等級は、別表第 5 のとおりとし、条例別表第 3 備考の荷さばき地に係る市規則で定める等級は、別表第 6 のとおりとする。

2 条例第 17 条第 5 項の使用料(同条第 1 項から第 3 項までに規定する使用料をいう。以下同じ。)の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 専用使用に係る使用料は、専用使用の期間が 1 月未満の場合において、15 日以内であるときは 1 月分の 2 分の 1、15 日を超えるときは 1 月分として算定する。

- (2) 使用料の額を船舶の総トン数を基準にして定めている場合において、総トン数の表示がない船舶に係る当該使用料の算定については、次に定めるところによる。
- ア 積トン数の表示のある船舶にあつては、当該積トン数に 0.6 を乗じて得た数を当該船舶の総トン数とみなす。
- イ 積トン数の表示のない船舶にあつては、メートルを単位として当該船舶の長さ、幅及び深さを乗じて得た数に 0.353 を乗じて得た数を当該船舶の総トン数とみなす。
- 3 条例第 17 条第 5 項の占用料(同条第 4 項に規定する占用料をいう。以下同じ。)の算定方法は、次のとおりとする。
- (1) 占用料の額が年額で定められている場合において、占用期間が 1 年未満であるとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、なお、1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。
- (2) 占用料の額が月額で定められている場合において、占用期間が 1 月未満であるとき又はその期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。
- 4 使用料及び占用料の額の算定に当たり、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5. 大阪市入港料条例(抄)(昭和 51 年 10 月 1 日条例第 81 号)

- 第 2 条 大阪港(法第 33 条第 2 項において準用する法第 9 条第 1 項の規定に基づき公告した大阪港港湾区域をいう。)に入港する船舶の運航者(自己のために船舶を運航の用に供する者をいう。第 6 条において同じ。)は、入港料を納付しなければならない。
- 2 前項の入港料の額は、1 回の入港について、1 円 45 銭(消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶については、2 円 70 銭)以内で市長が定める額に当該船舶の総トン数を乗じて得た額とする。
- 3 入港料の徴収方法は、市長が定める。

第 3 条 次の各号の 1 に該当する船舶については、入港料を徴収しない。

- (1) 法第 44 条の 2 第 1 項ただし書に規定する船舶
- (2) 総トン数 700 トン未満の船舶
- (3) 市長が公益上の必要その他特別の事由があると認める船舶

6. 大阪市入港料条例施行規則（抄）（昭和 51 年 12 月 23 日規則第 116 号）

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する市長が定める額は、1 円 45 銭（消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶については、2 円 70 銭）とする。

2 総トン数の表示のない船舶については、積トン数の表示のあるものは、当該積トン数に 0.6 を乗じて得た数を、積トン数の表示のないものは、メートルを単位として当該船舶の長さ、幅及び深さを乗じて得た数に 0.353 を乗じて得た数を当該船舶の総トン数とみなして、条例第 2 条第 2 項を適用する。

3 条例第 2 条第 2 項の規定により入港料の額を計算する場合において、総トン数に 1 トン未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

7. 大阪港港湾区域（平成 10 年 3 月 17 日告示第 216 号の 2）

大阪港の港湾区域の変更について、平成 10 年 3 月 17 日付けで運輸大臣の認可があったので、港湾法第 33 条第 2 項で準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づいて、次のとおり公告する。

大阪港港湾区域

中島川河口の中央の地点（北緯 34 度 41 分 40 秒、東経 135 度 24 分 38 秒）から 214 度 7,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 218 度 28 分 43 秒 4,750 メートルの地点まで引いた線、同地点から 151 度 34 分 58 秒 420 メートルの地点まで引いた線、同地点から 90 度 10,216 メートルの地点まで引いた線、同地点から 9 度 17 分 8 秒 259 メートルの地点まで引いた線と陸岸により囲まれた海面及び西淀川区中島地内の防潮堤西端から下流の大阪市域に属する中島川、同防潮堤東端から下流の神崎川、正蓮寺川北港大橋、六軒家川春日出橋、安治川船津橋及び端建蔵橋、尻無川岩松橋、木津川大浪橋、住吉川東岸延長線各下流の河川水面並びに島屋北入堀、桜島入堀、安治川内港、天保山運河、三十間堀川、大正内港、福町堀、木津川運河、旧住吉川の各運河入堀水面。ただし、旧柴谷運河を除く。